

那 霸 市 公 報

第 1 9 0 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 条 例 ◇

- 那霸市手数料条例の一部を改正する条例（生活衛生課）…………… 1004

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那霸市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1007
○那霸市排水設備指定工事店の異動について…………… 1008
○那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 1009

◇ 教育委員会規則 ◇

- 特別の勤務に従事する那霸市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1010

条 例

那覇市条例第20号
令和8年5月18日
公 布 済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成 24 年那覇市条例第 71 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第 2(第 2 条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～15 [略]

16 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下この項において「法」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和 36 年政令第 11 号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
[略]			
(6)	法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	
[略]			
(8)	政令第80条の規定に基づく法第12条第2項に規定する医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	
[略]			
(10)	政令第80条の規定に基づく法第13条第3項に規定する医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	
[略]			
(12)	政令第80条の規定に基づく法第14条第9項に規定する医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]	
[略]			

17～24 [略]

[改正後 別記]

別表第 2(第 2 条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～15 [略]

16 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
[略]			
(6)	法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	
[略]			
(8)	政令第80条の規定に基づく法第12条第4項に規定する医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	
[略]			
(10)	政令第80条の規定に基づく法第13条第4項に規定する医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	
[略]			
(12)	政令第80条の規定に基づく法第14条第13項に規定する医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]	
[略]			

17～24 [略]

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 7 号
令和 8 年 5 月 13 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 11 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市排水設備指定工事店新規指定

指定 (登録) 番号	指定工事店名	営業所所在地	代表者 指定年月日
599	エミコム [emicom]	那覇市西 2 丁目 20 番 11 号	新崎 陣左 令和 8 年 4 月 1 日
600	一仲工業	うるま市字高江洲 767 番地 1 仲アパート 102 号	仲宗根 佑斗 令和 8 年 4 月 1 日

那覇市上下水道局告示第 8 号
令 和 8 年 5 月 1 3 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条に基づき、次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第 11 条により公示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市排水設備指定工事店

指定 (登録) 番号	指定工事店名	営業所所在地	代表者の変更
474	有限会社万代設備	北谷町字桑江 632 番地 1	新垣 修

那覇市上下水道局告示第 9 号
令 和 8 年 5 月 19 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者新規指定

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者 指 定 年 月 日
563	株式会社 クレア	浦添市内間一丁目 14 番 22 号	松田 さやか 令和 8 年 2 月 18 日
564	サイアスホーム株式会社	沖縄市字登川 2671 番地の 1	金城 悟 令和 8 年 2 月 27 日
565	合同会社 サノハタ	沖縄市知花五丁目 17 番 20 号	西元 悠 令和 8 年 2 月 27 日
566	株式会社 宮本工務店	宜野湾市普天間二丁目 1 番 20-1 号	宮本 豪 令和 8 年 3 月 11 日
567	一仲工業	うるま市字高江洲 767 番地 1 仲アパート 102	仲宗根 佑斗 令和 8 年 3 月 24 日
568	株式会社 新生実業	那覇市樋川一丁目 11 番 11 号	具志堅 博 令和 8 年 5 月 14 日

教育委員会規則

那 霸 市 教 育 委 員 会 規 則 第 3 号

令 和 8 年 3 月 2 7 日

公 布 済

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 霸 市 教 育 委 員 会

教育長 宮 里 寿 子

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則(平成 5 年那覇市教育委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第 2 条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り	休憩時間
[略]			
学校給食センターに勤務する職員	[略]	月曜日から金曜日まで (1)～(2) [略] (1)又は(2)のうちから所属長が定める。	[略]
[略]			

[改正後 別記]

別表(第 2 条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り	休憩時間
[略]			
学校給食センターに勤務する職員	[略]	月曜日から金曜日まで (1) 6時45分から15時30分まで (2)～(3) [略] (1)から(3)までのうちから所属長が定める。	[略]
[略]			

